

一般社団法人 北海道ダンスアカデミー協会

MAN ダンス少年団 スクール規約

第1条(名称および所在地)

本スクールは、一般社団法人北海道ダンスアカデミー協会 MAN ダンス少年団スクール(以下本スクール)と称し、一般社団法人北海道ダンスアカデミー協会が主催、運営をし、スクール事務局を札幌市北区新琴似町 781-6 に置く。

第2条(目的)

本スクールは、ダンスを通じ青少年の精神と身体の健全な育成を図り、地域のダンスの普及・レベルの向上とスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

第3条(入会資格)

本スクールに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、本スクールが入会に適すると認めた者(以下スクール生)とする。また、未成年者の場合、親権者の同意を条件とする。

第4条(入会手続および変更事項)

1. 本スクールに入会を希望する者は、所定の手続きに従い本スクールに申し込むものとする。
 2. 届出事項に変更があった場合は、所定の方法により速やかにその旨を届け出るものとする。
-

第5条(会費等)

1. スクール生は、別に定める年度登録料・月会費・その他費用(以下会費等という)を所定の期日までに納入するものとする。ただし、一旦納入された会費等は、理由の如何に問わず返還しない。
 2. 会費等の支払いは、別に定める方法によるものとする
 3. 休会期間中は、月会費の支払いを免除される。
 4. 退会時は、退会日の属する月の月会費まで支払うものとする。
 5. スクール生が会費等を3か月滞納した場合、当該スクール生を退会させ、滞納している会費等を請求することができるものとする。
-

第6条(活動期間)

本スクールの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月までの期間とする。ただし、別に活動期間を定めている校・コース・クリニックを除く。

第7条(活動日時および会場)

1. 本スクールの活動日時および会場については、本スクールが別に定めるスケジュールによる。
 2. 天候等によりスクールの開催が困難と判断した場合は、中止もしくは本スクールが決めた日時に振替活動を行う。振替日が天候等により中止になった場合の振替は行わないものとする。
 3. やむを得ない事由が発生した場合は、定められたスケジュール、会場を変更または中止することがある。その場合は事前にスクール生に通知する。
-

第8条(指導内容)

本スクールが定めた指導方法により、スクール生の技術・体力等に応じた指導を行う。

第9条(指定着の着用)

スクール生は、スクール活動に参加する際は、本スクールが指定するウェアで参加するものとする。

第10条(休会)

1. 本スクールの休会(引き続き1か月以上休む場合をいう)を希望する場合は、休会を希望する月の前月末日までに、所定の方法によりその旨を届け出なければならない。
 2. 休会の期間は3か月以内とする。ただし、ケガなどの理由で本スクールが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。
 3. 休会期間中は、月会費の支払いを免除される。
-

第11条(休会解除)

1. 休会していたスクール生が休会を解除し復帰を希望する場合は、復帰を希望する月の前月末日までに、所定の方法によりその旨を届け出なければならない。
 2. 復帰した場合、復帰月分から月会費を支払うものとする。
-

第12条(退会)

1. 本スクールの退会を希望する場合は、退会を希望する日の属する月の前月末日までに、所定の方法によりその旨を届け出なければならない。
 2. 前項に定める届出日が過ぎた場合、退会希望月の月会費が発生し、返還は行わないものとする。
-

第13条(校・コース・クラスの変更)

1. 校・コース・クラスの変更を希望する場合は、変更を希望する月の前月末日までに、所定の方法によりその旨を届け出なければならない。
 2. 校・コース・クラスの掛持ち(追加)または掛持ち解除(一部退会)を希望する場合は、それぞれ希望する月の前月末日までに、所定の方法によりその旨を届け出なければならない。
-

第14条(年度更新)

1. スクール生が、年度を越えて継続を希望する場合は、所定の方法により更新手続きを行い、スクール事務局の承認を得るものとする。
 2. 更新を希望しない場合は、第12条(退会)の届け出をするものとする。ただし、更新手続き時に小学6年生のスクール生については、自動退会とする。
-

第15条(遵守事項)

スクール生(親権者を含む)は、次の事項を守らなければならない。

1. (1) 本スクールの目的に沿うよう努めること。
 2. (2) 本規約、その他本スクールの定める諸規則、会場のルールを遵守すること。
 3. (3) 本スクール内の秩序、コーチの指示に従うこと。
 4. (4) 本スクールの名誉を著しく汚すような行為をしないこと。
-

第16条(保険)

1. スクール生は、入会・更新手続き完了後、本スクール指定の傷害保険に加入するものとする。
 2. 加入手続きは本スクールが行い、保険料は本スクールが負担するものとする。
 3. 本スクール活動中に発生した事故については、加入する保険の範囲内において補償されるものとする。
-

第17条(負傷時の処置)

スクール生のスクール活動中の負傷については、本スクールが応急処置を行う。ただし、その後の治療・入院・通院その他については保護者が責任を持って行うものとし、本スクールは一切責任を負わないものとする。

第18条(資格の喪失)

本スクールは、スクール生(親権者を含む)が、次の事項に該当する事由があると判断した場合には、当該スクール生の資格を喪失させることができる。

1. (1) 本規約、その他本スクールの定める諸規則に違反したとき
 2. (2) 本スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
 3. (3) 会費等を3か月以上滞納したとき
 4. (4) 無断で3か月以上欠席したとき
-

第19条(免責)

スクール生(親権者含む)は、本スクール内および会場の駐車場で発生した盗難、紛失、傷害その他の事故について、本スクールおよび指導者に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

第20条(休校・閉鎖)

本スクールは天災地変、社会情勢の変化、その他本スクールの存続が困難となる事由が生じたときは、本スクールの全部または一部を無条件に休校もしくは閉鎖することができる。

第21条(個人情報の取り扱い)

本スクールは、法令を遵守し、一般社団法人ダンスアカデミー協会が定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱うものとする。

第22条(写真・映像の使用)

1. スクール生は、本スクールが行うスクール活動中に撮影した写真・映像を一般社団法人ダンスアカデミー協会のホームページ、SNS、その他プロモーションに使用することを承諾するものとする。
 2. 使用に関して支障をきたす場合には事前に申し出るものとする。
-

第23条(付則)

本スクールは、必要に応じ随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項および定められていない事項について、細則を定めることができる。なお、本規約の変更について本スクールより変更内容通知後または新規約送付後にスクール活動に参加した場合、本規約に関する変更事項および新規約を承諾したものとみなす。

(発効)

本規約は 2024 年 8 月 1 日より発効するものとする。